

告 示

埼玉県告示第千三百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

深谷市

二 事業の種類

（仮称）深谷市岡部公民館・深谷市立岡部図書館・深谷市岡部総合支所建設事

業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県深谷市普濟寺字中原地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、（仮称）深谷市岡部公民館・深谷市立岡部図書館・深谷市岡部総合支所建設事業（以下「本事業」という。）である。

本事業は、起業者が（仮称）深谷市岡部公民館、深谷市立岡部図書館及び深谷市岡部総合支所を複合施設として整備する事業である。当該複合施設は、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館、同号に掲げる図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館及び同条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件に適合すると判断される。

ロ 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、深谷市公民館条例（平成十八年深谷市条例第百二十二号）、深谷市図書館条例（平成十八年深谷市条例第百十三号）及び深谷市総合支所設置条例（平成十八年深谷市条例第七号）に基づき、深谷市岡部公民館（以下「岡部公

民館」という。）、深谷市立岡部図書館（以下「岡部図書館」という。）及び深谷市岡部総合支所（以下「岡部総合支所」という。）を設置し、管理している。

さらに、本事業に必要な用地取得費及び事業費について財源措置等を講じていることなどから、起業者は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本事業は、法第二十条第二号の要件に適合すると判断される。

ハ 法第二十条第三号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

岡部公民館は、昭和五十三年に建設された施設であり、生涯学習の拠点施設として活用されているが、狭あいな敷地、施設の老朽化、機能や設備の不備等の問題が生じている。さらに、深谷市地域防災計画によると、岡部公民館は、災害時の地区拠点避難所となっているが、岡部公民館が旧耐震基準で建築された建物であることを考慮すると、利用者が安心・安全に施設の利用を継続することは困難である。

岡部公民館に併設されている岡部図書館は、管内人口に比べ、蔵書冊数が少なく閲覧室も狭いことから他の深谷市立図書館の分館と比べて利用が少なくなっている。

岡部総合支所は、昭和四十九年に建設された施設であり、防災地区拠点として、市役所本庁に設置する防災中枢拠点との連携や各地区の応急対策の拠点となっているが、現行の建築基準法の規定による耐震基準に合致していないため、安全性が確保されていない状況にある。

深谷市総合振興計画後期基本計画によると、市民が生涯にわたり学び活動できる体制を整えるため、公民館や図書館の整備・充実を図ることとされているほか、防災拠点となる公共施設については、耐震化を図ることとされている。また、深谷市公共施設等総合管理計画及び深谷市公共施設適正配置計画では、岡部公民館、岡部図書館及び岡部総合支所について、施設の老朽化が進んでいることなどから、機能を集約し複合化を図ることとされている。これらのことから、岡部公民館、岡部図書館及び岡部総合支所の各施設とも建替えが急務となっている。

本事業の完成により、岡部公民館及び岡部図書館を利用している住民の利便性が向上するとともに、社会教育及び生涯学習の拠点施設を新設することにより、充実した学習環境を確保することができる。また、地区拠点避難所である岡部公民館と防災地区拠点である岡部総合支所も併せて整備すること

により、重要な防災拠点となる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が実施した自然環境調査によると、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。起業地に隣接する北側水路には希少種であるドジョウ及びミナミメダカの生息が確認されているが、本事業では、当該水路の改修等は行わないため、本事業による影響は軽微であると評価している。

これらのことから、本事業が希少な動植物に与える影響は軽微であると認められる。

なお、起業地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

岡部公民館及び岡部図書館は、老朽化しているほか、狭あいな敷地、エレベーターの未設置により高齢者等の利用に対応できないことから、地域住民の利用拡充が困難な状況である。

また、既存の岡部総合支所についても、耐震診断の結果、危険な状況であることから、防災地区拠点としても早急な整備が必要である。

さらに、深谷市公共施設等総合管理計画及び深谷市公共施設適正配置計画では、岡部公民館、岡部図書館及び岡部総合支所については、施設の老朽化が進んでいることなどから、機能を集約し複合化を図ることとされている。

これらの状況を踏まえ、生涯学習活動の拠点施設となるとともに、重要な防災拠点となる。

また、起業者は起業地を選定するに当たって、三箇所の候補地を選定して総合的な比較検討を行っている。その上で、社会的、技術的及び経済的条件を総合的に検討したところ、①幹線道路沿いでJR岡部駅から五百メートル圏内であること、②避難所に指定されている大学及び中学校に近接しており、災害時には各地区の避難所との連携が可能となること、③土地利用の制限が最も少ないこと、④経済性も比較的優位であることの理由により、本起業地を選択しており、その選択は適正なものであると認められる。

本事業の施行により、市民の社会教育や生涯学習活動の活性化が図られる

とともに、市民に安心・安全な環境を将来にわたり継続して提供することができることとなる。

なお、起業地周辺は農業振興地域であり、起業地内に農地が存在するが、農用地区域からの除外、農地転用等、事業の遂行上必要な土地利用諸法上の規制については、全て解除済みである。

したがって、本事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件に適合すると判断される。

ニ 法第二十条第四号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

岡部公民館、岡部図書館及び岡部総合支所は、施設の老朽化が著しく、その敷地が狭あいであること等により、それらの機能を十分に発揮することができない現状にあるとともに、災害発生時には、施設の耐震性に不安があるため、早期に利便性と安全性等を備えた複合施設の整備を図る必要があると認められる。

また、地元自治会から、老朽化が進むとともに現状の機能では利用者ニーズに対応しがたいことから総合支所機能を備えた公民館の早期整備を求める要望がある。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件に適合すると判断される。

ホ 結論

イからニまでで判断したところによると、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

深谷市教育委員会教育部生涯学習スポーツ振興課